

## 県版空き家バンクで広い空き家を公募します！

### 1 要旨

県では、増加する空き家を有効活用し、広い空き家への住み替えにより魅力的な生活空間での暮らしを実現していただくため、広い空き家物件に特化した『県版空き家バンク』を創設し、当該バンクに登録する空き家について、本日から公募を開始します。

この空き家バンクへの登録にあたっては、専門家が無料で建物の状況調査を行い、購入検討者が抱える既存住宅の品質等への不安を払拭し、安全・安心な空き家の流通を目指しています。

また、転居費の助成を行うことで、移住・定住や広い空き家への住み替えの促進を図ります。

### 2 県版空き家バンク制度

県版空き家バンク 登録制度 【申請受付】 令和4年7月29日(金) 【専用サイト掲載】 令和4年8月末(予定)	<ul style="list-style-type: none"><li>・公募した対象空き家を専用サイトに掲載 【対象空き家】 1または2が対象<ol style="list-style-type: none"><li>1. 延べ面積 <math>\geq 120\text{m}^2</math></li><li>2. (延べ面積+庭・農地等の面積+COMMONスペース面積) <math>\geq</math> 延べ面積<math>\times 2</math></li></ol></li><li>・「農地付き空き家」や「富士山が見える空き家」など、首都圏からの移住者のニーズに沿った検索が可能</li></ul>
建物状況調査実施制度 【申請受付】 令和4年8月末(予定)	<ul style="list-style-type: none"><li>・県版空き家バンクへの登録を条件に、対象物件に、無料で建物状況調査(建物の基礎や外壁、雨漏り等などの建物状況調査)を実施(100千円/件、200件)</li><li>・建物の現状を明確化させ、付加価値を高めるとともに、移住者は安心して購入(借用)することが可能となる。</li></ul>
移転費助成制度 【申請受付】 令和4年8月末(予定)	<ul style="list-style-type: none"><li>・県版空き家バンクに掲載されている空き家への移転を条件に、対象物件への移住に伴う転居費用の一部を補助 【県外移住者】 上限200千円/件、30件 【県内移住者】 上限100千円/件、130件</li></ul>

### 3 スキーム図、制度詳細

別添のとおり

### 4 申請方法

方法：電子メール

備考：建物状況調査及び移転費補助は予算が無くなり次第終了となります。

### 5 申請・問合せ先

静岡県くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課

E-mail: sumai@pref.shizuoka.lg.jp

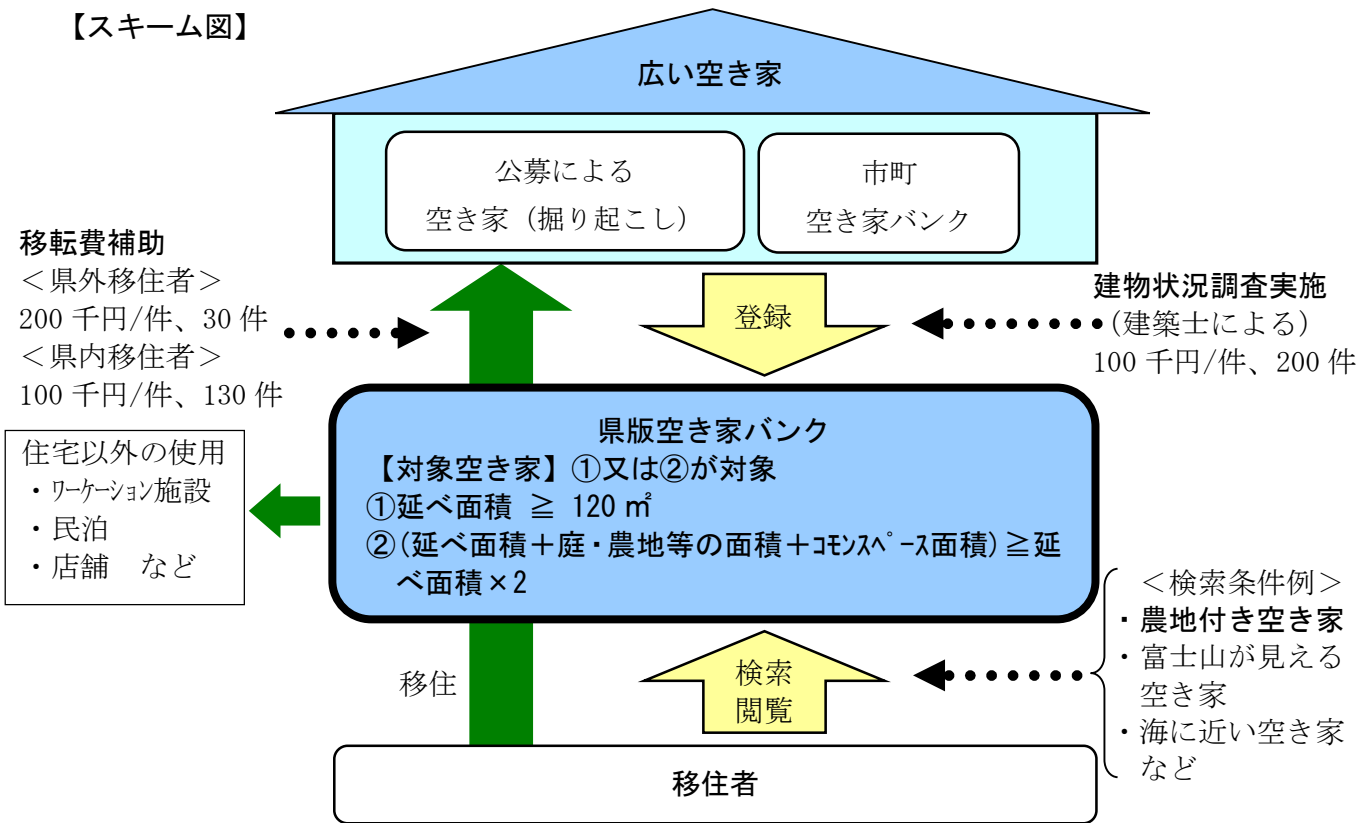
TEL: 054-221-3081 FAX: 054-221-3083

URL: <http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-310/garden/>

※空き家バンク専用サイトのURLは、上記URLの住まいの情報ガーデンに掲載します。

(令和4年8月末(予定))

【スキーム図】



【制度詳細】

区分	開始日	内容									
<b>県版 空き家バンク 登録制度</b>	<b>【申請受付】</b> 令和4年7月29日(金)	申請者：空き家の所有者 対象物件：以下の全てに該当する物件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内にある新築ではない一戸建ての住宅</li> <li>・空き家又は空き家となる見込みの物件</li> <li>・不動産業者と媒介契約がされた物件</li> <li>・以下のいずれかの物件                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①延べ面積 ≥ 120㎡</li> <li>②(延べ面積+庭・農地等の面積+コンスペース面積) ≥ 2 × 延べ面積</li> </ul> </li> </ul>									
	<b>【専用サイト掲載】</b> 令和4年8月末(予定)										
<b>建物状況調査 実施制度</b>	<b>【申請受付】</b> 令和4年8月末(予定)	申請者：空き家の所有者 対象物件：以下の全てに該当する物件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県版空き家バンクに掲載されている物件</li> <li>・耐震性を有する物件または耐震診断済の物件</li> </ul> 調査費用：無料（県が委託した専門業者が実施） 調査内容：「既存建物状況調査方法基準（国土交通省）」に準拠した調査（建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ等の劣化・不具合の把握調査）									
<b>移転費 補助制度</b>	<b>【申請受付】</b> 令和4年8月末(予定)	申請者：静岡県版空き家バンクに掲載されている物件を購入又は賃借される方 対象物件：以下の全てに該当する物件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県版空き家バンクに掲載されている物件</li> <li>・耐震性を有する物件</li> <li>・一年以上空き家の物件</li> </ul> 補助内容：空き家への移転にかかる以下の経費 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">・引っ越し代</td> <td style="width: 33%;">・レンタカー代</td> <td style="width: 33%;">・敷金</td> </tr> <tr> <td>・家財道具の廃棄代</td> <td>・仲介手数料</td> <td>・礼金</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・現住居から空き家までの公共交通機関の運賃(1回分)</td> </tr> </table> 補助額：①県外からの移住者 20万円 (上限) ②県内からの移住者 10万円	・引っ越し代	・レンタカー代	・敷金	・家財道具の廃棄代	・仲介手数料	・礼金	・現住居から空き家までの公共交通機関の運賃(1回分)		
・引っ越し代	・レンタカー代	・敷金									
・家財道具の廃棄代	・仲介手数料	・礼金									
・現住居から空き家までの公共交通機関の運賃(1回分)											

※コンスペースとは、特定の住民が共同で管理・利用している公園・農地・菜園・コミュニティ道路をいう。